

平成 6 年建設省告示 1126 号（租税特別措置法施行規則の規定に基づき、建設大臣の行う認定に関する手続を定める件）の一部を改正する告示案について

1. 背景

租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 17 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定に基づく、国土交通大臣の行う認定に関する手続及び国土交通大臣の指定する法人の審査補助事務については、平成 6 年建設省告示 1126 号（租税特別措置法施行規則の規定に基づき、建設大臣の行う認定に関する手続を定める件）において定められているところである。

今般、国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与について、国の関与の透明化・合理化のための基準等（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき見直しが進められ、この一環として、平成 20 年 3 月 31 日に本審査補助事務について、今年度中に「廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる」こととする是正措置案が行政改革推進本部において決定されたことから、指定法人の本審査補助事務を廃止するため、本告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

指定法人の審査補助事務に係る規定の削除（第 3 条の削除）

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成 21 年 3 月 31 日（火）
施	行	平成 21 年 4 月 1 日（水）